

プレミアム付商品券を販売

消費税増税の影響の緩和や地域での消費喚起・下支えを目的に、低所得者や子育て世帯向けにプレミアム付商品券を発行。1セット5,000円分の商品券を4,000円で販売。購入は5セットまで。

【対象】◆令和元年度住民税非課税者(住民税課税者と生計同一の配偶者、扶養親族、生活保護受給者を除く)

◆平成28年4月2日～令和元年9月30日までに生まれた子が属する世帯の世帯主

【購入方法】市発行の「購入引換券」が必要。対象者には以下のとおり送付。

◆**住民税非課税者**…8月ごろから送付する「購入引換券交付申請書」で申請を。市で審査し、対象者に9月ごろから購入引換券を送付。

◆**子育て世帯**…9月ごろ購入引換券を送付。

【販売期間・使用期間】販売期間は10月～来年1月、商品券使用期間は10月～来年2月(予定)

◆特殊詐欺に注意

プレミアム付商品券の販売のため、市や国が手数料などの振り込みを求めると銀行ATMの操作をお願いすることなどは**絶対にありません**。

▶詳しくは、福祉企画課(☎66・1011)へ。

7月は「社会を明るくする運動」強化月間

犯罪のない幸福で明るい社会を願うシンボルである「幸福(しあわせ)の黄色い羽根」を胸に取り組まれる、社会を明るくする運動は、犯罪の防止と罪を犯した人の立ち直りを支える全国的な運動です。立ち直りを決意した人を決して過ちに帰さないことが大切。立ち直りを支えるため住居や就職などの調整や相談に保護司をはじめとするボランティアが「地域のチカラ」として活動しています。更生保護の活動にご理解とご協力をお願いします。 《福祉企画課》

地域密着型サービス事業所指定の申請受け付け

第7期介護保険事業計画などにに基づき「地域密着型サービス」を提供する事業所指定の申請を受け付けます。

【対象】令和元年度に次の地域密着型サービスの実施を検討している法人

◆市内全域で地域密着型介護老人福祉施設サービスを行う施設1か所

◆大浦が朝来、志楽圏域で小規模多機能型居宅介護を行う事業所1か所

【申請方法】7月12日(金)までに計画書(高齢者支援課に備え付け。市ホームページからダウンロード可)に必要書類を添えて郵送か持参で同課へ。

▶詳しくは、高齢者支援課(☎66・1013)へ。

国民健康保険・後期高齢者医療のお知らせ

◆後期高齢者医療被保険者証を送付

75歳以上か65～74歳で、一定の障害の認定を受けている人に交付している「後期高齢者医療被保険者証」は、7月31日(水)が有効期限。7月下旬に新しい証を郵便書留で送付。新しい証(桃色)は届いた日から使用できます。旧証(藤色)は8月1日(木)以降使用できません。

◆後期高齢者医療保険料の納入通知書と決定通知書を送付

平成30年中の所得に基づき算定した、令和元年度の後期高齢者医療保険料が決定。納入通知書と保険料額決定通知書を7月中旬に送付します。

【令和元年度後期高齢者医療保険料算出方法】

所得割額(総所得金額等 - 基礎控除額33万円) × 9.39%

※所得の低い人の軽減措置あり(一部変更あり)

※総所得金額等…収入金額から必要経費等を差し引いた額

◆後期高齢者医療保険料の軽減率が変わる

特例で実施されていた後期高齢者医療保険料の軽減率が以下のとおり変わります。

◆保険料のうち全員が納める定額部分(均等割)で、世帯所得の低い場合に特例的に9割軽減だったものが8割軽減に◆後期高齢者医療制度に加入する前日に家族の会社の健康保険などで被扶養者だった人(元被扶養者)の場合、特例的に5割軽減だったものが、今年4月からは加入から2年間に限り5割軽減に(元被扶養者でも、世帯所得が低い場合は均等割の軽減(8割・8.5割軽減)あり)

詳しくは、7月中旬送付の後期高齢者医療保険料額決定通知書と被保険者証に同封されるチラシにも記載。

◆限度額適用認定証の更新

病院の窓口での支払いが限度額までになる「限度額適用認定証」と市市民税が非課税世帯の人で、入院中の食事が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」は7月31日(水)が有効期限。更新の手続きは、保険証・印鑑・本人確認書類(免許証など)・本人や世帯主のマイナンバーが分かるものを持って保険医療課か西支所保健福祉係へ。なお、後期高齢者(75歳以上)は手続き不要(ただし、新規申請は手続きが必要)。新しい証は7月中旬に送付予定。

《70歳以上で所得区分が現役並み所得者(3割負担)の人も限度額適用認定証を発行》

所得区分が現役並みⅠと現役並みⅡの人も「限度額適用認定証」が発行できます。認定証の必要な人は申請手続きを(後期高齢者で前年度申請した人は手続き不要)。

国保加入の人は6月中旬に送付済の令和元年度国民健康保険料納入通知書に同封のパンフレットで、後期高齢者医療の人は7月中旬に送付する保険証に同封のパンフレットで詳細のご確認を。

▶詳しくは、保険医療課(◆国民健康保険…☎66・1003 ◆後期高齢者医療…☎66・1075)へ。

後期高齢者の健康診査

後期高齢者医療制度加入者対象の健康診査を実施。対象者には6月下旬に案内通知を送付済。

【日時・場所】◆個別健診(市内医療機関)…7月～10月に市が指定する医療機関へ

◆集団健診(中総合会館・文化公園体育館など)…8月～12月に実施(申し込みが必要)

【内容】身体計測、尿・血液検査など

【その他】障害認定を受けている65歳以上の人を含む。後期高齢者の人間ドックを申し込んだ人を除く。

▶詳しくは、保険医療課(☎66・1075)へ。

10分で分かる血糖、脂質の状態の無料チェックを薬局で

健康診査未受診の人を対象に、専用キットを使って自分で指先から微量の血液を採り、血糖の状態を調べる「ヘモグロビンA1c」や脂質(中性脂肪やHDLコレステロール)の簡易測定を舞鶴薬剤師会が実施。結果は10分程度で分かります。健康状態の参考にしてください。無料。

【日時】8月31日(木)までの実施薬局の営業時間内

【場所】

7月		8月	
太陽堂薬局市場店	市場16	太陽堂薬局市場店	市場16
八島堂薬局南浜店	森町15-5	倉梯ゆう薬局	倉梯町17-10
中舞鶴ゆう薬局	余部上433	中町薬局	溝尻中町8-10
太陽堂薬局白鳥店	福来1111-2	太陽堂薬局白鳥店	福来1111-2
へいわ薬局	魚屋296	まいづるゆう薬局	竹屋町79-1

【対象】40～74歳の市民で健康診査未受診の人(自身で採血ができない人、糖尿病・脂質異常症の治療中や経過観察中の人、血が止まりにくい病気や薬を飲んでる人などは対象外)

▶詳しくは、健康づくり課(☎65・0064)へ。



緑化活動・森林保全活動を支援

森づくり推進委員会では、市民の皆さんや企業・団体からいただいた緑の募金を活用し、市内で行われる植樹などの緑化活動や里山整備などの森林保全活動などに助成します。

【対象団体】次の要件を全て満たすこと

- ◆市内に住所を有する団体
- ◆複数の構成員からなり、自主的・組織的な活動ができる
- ◆継続して適切な維持管理ができる
- ◆土地の所有者または管理者の承諾を得ている

【助成金額(多数の場合選考)】

- ◆森林保全活動、研究・啓発活動…上限10万円
- ◆植樹活動…上限5万円

【申し込み方法】

7月31日(木)までに所定の用紙(農林課備え付け。市ホームページからダウンロード可)で。

▶詳しくは、森づくり推進委員会(農林課内、☎66・1030)へ。

参議院議員通常選挙

投票日時 7月21日(日)7時～20時

下表のとおり期日前投票所を開設します。期日前投票所で投票する場合、投票所入場券の裏面の「期日前投票宣誓書」に必要事項を記入し持参してください。期日前投票宣誓書は、期日前投票所にも設置しています。

期間	時間	場所
7月5日(金)～20日(土)		舞鶴市役所
7月13日(土)～20日(日)	8時30分～20時	西総合会館
7月15日(祝)～20日(日)		加佐分室
7月13日～20日	10時～19時	らぼーる
7月18日(木)	9時30分～13時30分	舞鶴高専
	15時30分～19時30分	海上保安学校

※期日前投票所ごとに開設期間が異なります。ご注意ください。

▶詳しくは、市選挙管理委員会事務局(総務課内、☎66・1044)へ。

土のうステーションを開設

大雨や高潮による家屋などへの浸水被害を軽減するため、土のうを提供する「土のうステーション」を11月30日(木)まで開設しています(加佐公民館は11月5日(火)まで)。

場所は、平ちびっこ広場(旧平小学校跡地)、赤れんがパーク駐車場、JR西舞鶴駅東口広場、加佐公民館。個別の配送、回収は行いません。

▶詳しくは、土木課(☎66・1049)へ。

夏の省エネにご協力を

冷房などで電気使用量が多くなる夏。エアコンの温度を28℃に設定する。1つの部屋に集まり、エアコンを使用する部屋を減らす。公民館や図書館などの公共施設(クールスポット)を利用するクールシェアなど、健康や事業活動に無理のない範囲で省エネの取り組みにご協力を。市役所でも9月30日(月)まで「COOL CHOICE」の一環で弱冷房や閉庁時間での空調停止など省エネに取り組みます。

▶詳しくは、生活環境課(☎66・1064)へ。

不燃ごみ7種9分別 7月からルール違反ごみは取り残し

4月から実施している不燃ごみ7種9分別収集は市民の皆さんのご理解・ご協力もあり順調にスタートしています。

7月からは分別が不適正なものや無色透明袋以外での排出は収集しません。また、リサイクルプラザでの直接搬入もお断りします。ご理解とご協力をお願いします。

▶詳しくは、生活環境課(☎66・1005)へ。

